

## 不当命令弾劾!

### 府労委Pで大阪府労働委員会が不当命令

8月7日、大阪府労働委員会は、大阪仕業検査車両所分会が中心となり、JR東海労本部、新幹線関西地本と共に救済を求めていた、

- ①組合掲示物の撤去など、組合活動に対する支配介入の禁止
- ②組合掲示物の撤去に関する苦情処理会議の開催
- ③組合掲示物の撤去に伴う「協約違反」の基準に関する団体交渉の開催
- ④謝罪文の掲示、手交及び社内誌への掲載

の4点に対して、③の組合掲示物の撤去に関する団体交渉の開催を会社が拒否したことは不当労働行為であると認めたものの、①②④の申立を棄却するという極めて不当な命令を交付しました。本部は会社に対し、認定された不当労働行為への謝罪文の手交などを申し入れます。

私たちは、ここに満身の怒りでこの不当命令を弾劾すると共に、完全勝利に向けて最後まで闘うことを明らかにします。

#### 主 文

- 1 被申立人は、申立人ジェイアール東海労働組合に対し、下記の文書を速やかに交付しなければならない。

#### 記

当社が、貴組合が平成24年2月17日付けで申し入れた団体交渉に応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

- 2 申立人らのその他の申立てをいずれも棄却する。

団体交渉の開催拒否は  
不当労働行為と認定!